

自治医科大学医学部同窓会（医燈会）学会運営助成規程

（目的）

第1条 この規程は、自治医科大学医学部同窓会（医燈会）（以下「医燈会」という。）の正会員（以下「会員」という）が主催する学会に対し助成することにより、円滑な学会運営に寄与することを目的とする。

（対象となる学会）

第2条 対象となる学会とは、国際的規模の学会、全国規模の学会、ブロック又はエリアを限定した学会などの学術的な集まりをいう。

（資格）

第3条 学会長又は実行委員長が会員であり同窓会費を納入済みであること。

（助成金額）

第4条 学会への助成金額は、参加人数（オンライン参加者を含む）により次のとおりとする。

1. 300名以上 20万円
2. 100名～299名 10万円
3. 50名～99名 5万円

（申請）

第5条 助成を希望する学会の主催者は、開催日の3カ月前までに以下の書類等を医燈会事務局に提出しなければならない。

1. 学会運営助成申請書（ダウンロード）
2. 開催案内チラシ（企画書またはプログラムも可）

（助成金の交付）

第6条 助成金は申請内容に基づき開催日の1カ月前までに交付する。

（報告）

第7条 助成を受けた学会の主催者は、同窓会会報への報告として開催日から3カ月以内に開催報告書及び開催状況の写真を医燈会事務局へ提出しなければならない。

（規格外事項）

第8条 この規程に定めていない事項については、医燈会幹事会にて協議し決定する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。